

高槻市自転車安全利用条例



詳しくはこちら⇒⇒



歩行者・自転車利用者・クルマのドライバーなど、誰もが安全・快適に通行できる環境づくりのため、本市では、「高槻市自転車安全利用条例」を制定し、平成27年10月1日より施行しています。

自転車は道路交通法上、「車両（軽車両）」と定義され、自転車は正しく利用しないと、事故を起こす危険な乗り物になる可能性があります。そこで、本市条例では、自転車利用者に「車両」を運転しているという意識を持ってもらうための、3つのポイントを定めています。

条例の
ポイント

1

乗車用ヘルメットを着用しましょう！

本市条例では、平成27年から全ての自転車利用者に、ヘルメットの着用を努力義務として定めています。年齢に関わりなくヘルメットを着用しましょう。
※改正道路交通法により、令和5年4月1日から全国的にも全年齢でのヘルメット着用が努力義務になりました。

子どもだけでなく、大人も
ヘルメットの着用を！



条例の
ポイント

2

保険に加入しましょう！

「大阪府自転車条例」では、自転車利用者及び保護者に、自転車事故（人身事故）により他人に与えた損害の賠償を補償する保険又は共済に加入することが義務付けられています。

また、本市条例では、物損事故に対する保険等に加入するよう努めるものとしています。

万が一の事故に備えて自転車保険に加入するようにしましょう。

事例

賠償命令 **9,521万円**

男子小学生(11歳)が夜間に
女性歩行者(62歳)と正面衝突。
(平成25年、神戸地裁)

条例の
ポイント

3

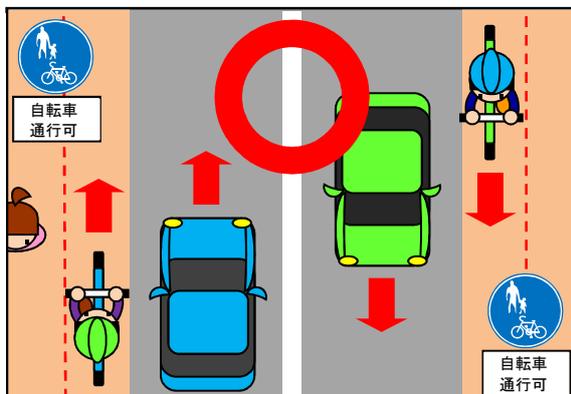
自転車とクルマの流れを統一！

自転車は、原則車道、歩道では車道寄りをクルマと同じ方向へ通行

自転車は原則として車道を通行しなければなりません。例外的に歩道を通行することができる場合でも、歩道の車道寄りをすぐに止まれる速さで通行する必要があります。

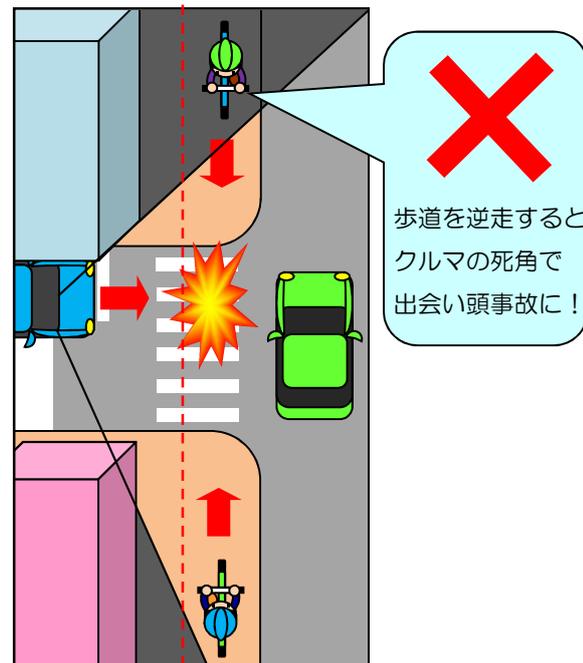
さらに、本市条例では、歩行者・自転車利用者双方の安全を図るため、歩道を通行するときは、クルマの進行方向の左側にある歩道を、クルマと同じ方向へ通行するように努めることを定めています。(図1参照)

<図1> 歩道でもクルマと同じ方向を通行



歩道を通行する場合は、自転車は歩道の中央から車道寄りを通行(図1・図2)

<図2> 歩道を逆走した場合



クルマの進行方向の左側にある歩道をクルマと逆方向へ通行した場合(逆走)、交差点で建物などの陰に入ってしまうクルマの死角でドライバーから発見されにくくなるため、出会い頭事故の危険性が高まります。(図2参照)



自転車を安全に利用するための基本的なルール 「自転車安全利用五則」を守りましょう！

1 自転車は車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「クルマの仲間」である自転車は、車道通行が原則です。

- ＜普通自転車※が歩道を通行できる例外＞
- 「普通自転車歩道通行可」の標識があるとき
 - 自転車を運転する人が「13歳未満、70歳以上、身体の不自由な人」のとき
 - 工事等で「車道を安全に通行できない」とき

歩道通行する場合、歩行者優先で歩行者の通行を妨げるときは一時停止します。

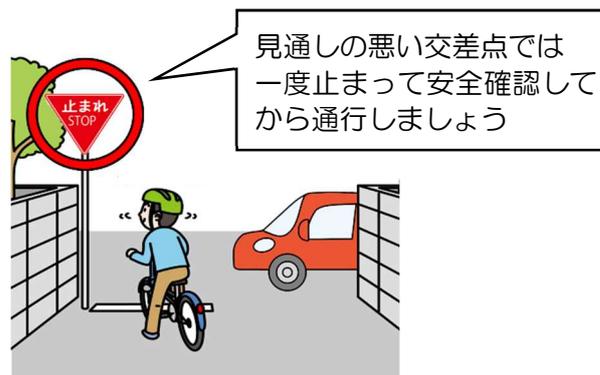
※普通自転車とは四輪以下の自転車で、車体の大きさが長さ190cm以内及び幅60cm以内等の内閣府令で定める基準に適合し、他の車両をけん引していないものをいいます。

※歩道通行時は幼児や障がい者、高齢者など様々な人がいるので注意しましょう！



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

自転車事故の多くが交差点等で発生しています。



3 夜間はライトを点灯



4 飲酒運転は禁止

自転車は「クルマ」の仲間です。

「ながら運転」も禁止！

傘をさしながら・スマホを操作しながらイヤホンしながら など

「危険運転」も禁止！

二人乗り・並進（横に並んでの運転）など



5 ヘルメットを着用

「なぜヘルメットを被るのか？」

- ↓
- ・自転車事故により亡くなった方の約5割が頭部を損傷
 - ・ヘルメット非着用時の致死率は着用時と比べると約2倍

「ヘルメットがあなたの命を守るから」

正しくかぶろう！ヘルメット

- ①まっすぐ眉上あたりまで深くかぶる
- ②顎紐は、顎と紐の間に指一本入る程度で締める

